

名家連ニュース

令和7年7月15日（水）
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 池山 豊子
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 1047 号

令和7年度 精神疾患の基礎知識講座 （1）

名家連主催の「令和7年度精神疾患の基礎知識講座（全3回）」がいよいよ始まりました。まず、第一回は7月12日（土）、名古屋市総合社会福祉会館7階大会議室で開催しました。

ひかり弁護士法人アイリス法律事務所の安田剛弁護士を講師に迎え、「親が亡くなる前に準備しておくべき事～我が家に合った選択、本人にとってふさわしい選択～」

をご講義いただきました。親亡きあとの対策という、食事やゴミ出しなどの生活のこと、あるいは住居のことなど多岐に渡りますが、今回は「お金の管理」と「権利の保護」について、がテーマでした。

親が所持する財産が、「ある」場合も「ない」場合も、必ず子は悩めます。今回の内容は「財産がある」場合に、どのようにしたら子の生活が保たれるか、の支援についてでした。本人の判断能力が不足している場合、成年後見人制度（補佐、補助もある）を使うと果たしてどうなるのか、家族のだれかを指名して家族信託制度を使った場合、任じられた兄弟姉妹はどうしたらよいのか、あるいは特定の生命保険会社による信託制度を使った場合は、どのようなメリットがあるのか、遺言をどう書くか、などなど、情報はもりだくさんでした。

私は何度かこのような「親亡きあと」の講演会を聞きましたが、今回の安田弁護士のお話は分かりやすかったと思います。メリットもデメリットも、両方をお話いただいたことで、新しい見方もできるようになりました。安田弁護士が成年後見制度の引きうけ手になっておられることについても、人徳を感じました。

私達家族は、親亡きあとを心配しすぎてもいけません、何もしないのもいけません。家族により、状況は千差万別です。他の方の情報が自分には役に立たないこともあります。自分の状況への対応は、自分で考えるべし。教えていただいた制度の利用について、弁護士や司法書士、生命保険会社等、自分が「まずはここから始めよう」と考えるところへ相談するところから始めてみませんか？親亡きあとについて、完璧な準備はできませんが、「親として精一杯やってみた」という姿勢が大切ではないでしょうか。参加者70名で関心の深さを感じられました。次回は9月13日（土）13:30から、同じ会場で開催の予定です。（文責：福光 あづさ）

